HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	アイヌ語の禁止の副詞の用法について
Author(s)	ヌルミ, ユッシ
Citation	アイヌ・先住民研究, 4, 59-92
Issue Date	2024-03-29
DOI	10.14943/Jais.4.059
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/91269
Type	bulletin (article)
File Information	05_4_Nurmi.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

アイヌ・先住民研究　第４号　2024　p.059–092　ISSN 2436-1763
Aynu teetawanoankur kanpinuye (4) 2024　p.059–092　DOI 10.14943/Jais.4.059

【論文】

アイヌ語の禁止の副詞の用法について

ヌルミ　ユッシ*

要　旨

本稿ではアイヌ語における禁止の副詞を伴う否定的な命令文に注目する。典型的には、禁止の副詞を命令法の形にある主動詞の前に置くことによって形成されるが、いわゆる迂言的な命令表現もみられる。迂言的な構造では動詞に主語の人称接辞が付き、命令文に禁止の副詞以外の否定的な要素が含まれるなどがみられる。先行研究では様々な命令表現が紹介されているが、典型的な否定的な命令文とそうでない文の現れる頻度ついては現在まで明らかにされていない。本稿で扱った調査資料の分析の結果、禁止の副詞を含んだ禁止文は、典型的な構造は約６割であり、迂言的な構造は４割を下回る。また、禁止の副詞を伴う他の否定的な要素の付いている文に関しては、本研究で扱った調査資料の分析によれば稀だが可能な現象である。さらに、禁止文の後に肯定の命令文が多く現れ、否定の際に用いられる接続詞noは訂正辞（AではなくBだ）としても働くと本稿で論じた。

キーワード：アイヌ語、命令、禁止、否定、迂言

１．はじめに

誰かに何かをさせようとする際に、命令法（*imperative mood*）が最も典型的な文法化した形として認識されている（Aikhenvald 2017: 4; Sorjonen, Raevaara, Couper-Kuhlen 2017: 1）。しかし、命令法の使用は失礼とされている場面もあり、その使用が特別なコンテクストや対話者に限られていることもあるので他の言い方が必要となる（Sorjonen et al. 2017: 1）。「命令形」及び「命令」といった言葉は意味が近く、日常的に同意語のようにも用いられる（Aikhenvald 2010: 1）。Aikhenvaldに従い、本稿では命令形・法（*imperative form/mood*）（命令文 *imperative sentence* も含む）で文法的なカテゴリーであるムードを指す。「命令」という用語で話者が相手に何かの行為をさせようとする発話行為の１つ「*command*（命令）」を指す[1]。

*　北海道大学大学院文学研究科博士後期課程

1　Aikhenvald（2010）に似たように、Jary & Kissine（2014: 14）は命令法を指す際に*imperative*を用い、相手に何らかの行為をさせようとする様々な種類の発話行為を指す際に「指令的発話行為（*directive speech act*）」という用語を利用している。例えば英語では指令的発話行為が様々な方法で表すことができる：例えば「*Stand up*」のように動詞は命令法をとる場合も、「*You must go now*」のように直接法およびモダリティを示す助動詞が連携している構造などがある（同書 15）。また、命令形はコンテクストによって様々な語用論的な意味を持つことができる：願い、依頼、助言、指図、招待、原則やモットー、非命令（*anti-command*）あるいは疑似命令（*mock-command*）、状態、脅迫、最終通牒（*ultimatum*）なども表すことができるという。また、挨拶の中にも命令形を取ったものが存在している（例えば*Take care!*）（Aikhenvald 2017: 11）。このように、命令（法）は非常に意味の豊かな言語現象であることが分かる。

「命令」を他の文と区別する手段としては、1つ可能な手段が談話機能（*discourse function*）によっていくつかのタイプに分類することである（Jary & Kissine 2014: 11）。文は主に3つに分けられ、平叙文（*declaratives*）、疑問文（*interrogatives*）そして命令文（*imperatives*）がそれぞれ弁別的な言語的形および典型的な機能を持っているとされている：事実を主張すること、質問をすること、命令をすることなどのような機能がみられる（Jary & Kissine 2014: 11; Aikhenvald 2017: 2）。文のタイプを判断する際に、下記のようなガイドラインがある。

「First, the sentence types of a language form a system, in at least two senses: there are sets of corresponding sentences, the members which differ only in belonging to different types, and second, the types are mutually exclusive, no sentence being simultaneously of two different types.」

（Sadock and Zwicky 1985: 158–159; Jary & Kissine 2014: 11）

すなわち、文のタイプはそれぞれ形と機能の関係を持ち、いずれか2つの文が異なる機能を持っていれば、それらは異なる文のタイプに属する（Jary & Kissine 2014: 11）。ただし、それらの文が形態・統語的に異なる形をしていることが異なる機能に相当しなければならない（同書）。しかし、これは典型的な状況ではあるが、Jary & Kissine（2014）によると、何かの形をしている文は同時に2つ（以上）の機能を持たないと判断することが簡単ではない場合もあるといい、発せられる文脈に深く関連していると考えられる。

本稿では北海道アイヌ語（以下アイヌ語と表示[2]）の否定的な命令文[3]で用いられる禁止の副詞[4]を研究対象とし、禁止の副詞の用法と分布を扱う。アイヌとは以前のサハリン島の南部、千島列島、カムチャツカ半島の南部、本州の北部、そして現在の北海道に存在している人々である（例えばBugaeva 2012: 461, 2022: 23）。アイヌ語は孤立した言語であるとされ、由来は未知である。本研究のテーマについてはすでに田村（1977）が北海道沙流方言における肯定的かつ否定的な命令表現の多様性について紹介している。しかし、多くの命令の意味を持つ構造を紹介しているにもかかわらず、それぞれの表現の割合などについては調査されていない。例えば（1）のように、田村（1977）では沙流方言の場合の禁止副詞である *iteki* の後に *somo* という否定副詞で否定されている平叙文という構造やいわゆる自立否定動詞などが現れる構造は「珍しくない」とされているが、実際の現れる頻度ついては述べていない。

2　ただし、今回の対象となる方言は沙流方言と静内方言のみである。他の方言の資料は異なる傾向がある可能性があるので、今後さらに調査する必要がある。

3　「禁止」という意味を表すのは否定的な命令文とは限らないが、下記「禁止文」と呼ぶ。

4　方言によって異なるが、沙流方言では「*iteki*」、静内方言では「*itekke*」が用いられる。

1) *iteki esoy peka somo e-ki kuni p ne na!*
PROH out into NEG 2.SG-do should NMLZ COP SFP
「絶対に外に出ないようにするのですよ。」

（田村 1985: 32）[5]

ここで *iteki* の後に *somo* で否定される平叙文が置かれ、最後に本稿で迂言的な命令として捉えていく構造の１つ *p ne na* が付いている[6]。論理上で（1）をみると、否定要素が２つ現れているため、二重否定なのではないかと考えがちでもあり、つまり否定が禁止されるという構造になっているようにはみえるが、解釈上では否定は１つのみであるそうである。こういった文は、田村（1977）によると「珍しくない」ということであるが、本稿では具体的にこのような文が実際にどの程度現れるのかを調査する。また、Bugaeva（2004）では北海道千歳方言における迂言的な命令表現（*periphrastic imperative expressions*）について、命令形（*imperative form*）を取らず、*somo* で否定される平叙文（Bugaeva が *declarative mood* と呼ぶ）で表されるという。しかしながら、どちらもこのような迂言的な構造の現れる頻度について具体的な数字を挙げていない。そのため、本稿ではアイヌ語の禁止の副詞を伴う禁止文について調べ、より具体的に典型的な禁止文の用法と現れる頻度、そして禁止の副詞を伴う迂言的な命令文の頻度との対照を行う。しかし、本稿は禁止の副詞を伴わないが、語用論的に禁止文として解釈可能な表現を扱わず、今度の課題で改めて取り組むこととする[7]。

本稿は構成は以下の通りである。２節においては否定的な命令という言語現象を紹介する。３節では迂言の定義や先行研究における扱い方について述べる。４節ではアイヌ語の命令構造を紹介し、５節では研究資料と方法について述べ、６節では分析結果について述べる。７節では本研究を通して得た発見について論じ、最後に８節で本稿をまとめる。

２．否定的な命令文（*negative imperative*）

否定は、先行研究の多くは平叙文を扱ってきたが、命令文の際も重要な役割を果たしている（Nahajec 2021: 130）。多くの言語では、命令を否定化するための特殊な否定辞が用いられる

5 『アイヌ語音声資料』から取り上げた用例は、グロスは筆者により、日本語訳は原文のままである。なお、本稿で挙げる調査資料の用例の全ては日本語訳を原文そのまま残した。

6 「迂言（*periphrasis*）」については３節でより詳しく述べるが、ごく簡単にいうと1つの定めた語ではなく、いくつかの語を通して同じような意味を伝えることを指す。

7 形態・統語的に否定的な平叙文であるが、語用論的に禁止として解釈可能な表現を指す。例えばヌルミ（2023）で扱われた次の例では：
aoka anakne somo a-ki kuni p tonokouymam ne na
we TOP NEG 4.A-do should NMLZ going.to.trade(.with.Wajin) COP SFP
「私達は和人の所へ交易に行ってはいけないのだよ。」
（田村 1986: 6；ヌルミ2023: 105より、グロス多少変更）

（Aikhenvald 2017: 18）。禁止は、発する方（話し手）にとって好ましくない行為・動作を禁止するが、その禁止に従わない対話者は良い相手ではないこととなるであろう（Nahajec 2021: 130）。Nahajec（2021）は否定的な命令について次の語用論的な特徴を挙げる。

i. [negative imperatives] pragmatically presuppose the hearer's intentions rather than expectations.
ii. carry an evaluative sense due to the sincerity conditions (Searle 1969) of its use (the speaker does not want the hearer to do X) and indicates the speaker's unfavourable attitude towards the possibility of the hearer doing X (Lyons 1977).
iii. primarily, though not exclusively, function as a prohibition.

(Nahajec 2021: 130)

つまり、（i.）否定的な命令は期待よりも聞き手の意志（しようとすること）を語用論的に前提とする。（ii.）話し手は聞き手に行為Xをしてほしくなく、また聞き手がその行為Xを行う可能性に対する話し手の良くない態度を表すので、否定的な命令文は評価的な面も持つ。（iii.）完全にではないが、否定的な命令の主な機能は禁止である[8]。また、否定的な命令は将来の行為や現在進行中の行為を指すことができるため、発せられる否定的な命令は聞き手がある行為をしている途中という時にも、そして、話し手は聞き手がこれからしようとする行為を禁止するのに用いることができる（Nahajec 2021: 130）。したがって、否定的命令の意味もコンテクスト次第である（同書）。

平叙文の否定のみならず、否定的な命令が発される際にも、話し手はコンテクスト上における語用論的な前提を持って発言していると考えられる（Nahajec 2021: 131）。例えばLyons（1977: 776）によると、話し手は何かの以前の前提を持っていなければ、対話者に動作を禁止する意味がないという。つまり、相手に何かを禁止するために否定的な命令を発言する際に、話し手は相手がその動作をしようとしているあるいはする予定があると想定しているため、禁止文が話し手の聞き手についての想定を反映し、理想的な聞き手の意向を映し出すという（Nahajec 2021: 131）[9]。

命令の言語における形態・統語的形について述べれば、命令の際にしか用いられない特殊な否定

8　Nahajec（2021）も「*prohibition*（禁止）」を発話行為、あるいは発話の力のように捉えており、形態・統語的観点からみた否定の意味（あるいは否定を意味する形態素）を含んだ命令形・法を「*negative imperative*」（否定的命令[文]）と呼んでいる。

9　Nahajec（2021）では「*ideal hearer*」という用語が用いられ、話し手が想像する聞き手を指す。Pagano（1994: 258）では次のように説明されている。「(--) *the writer attributes to his/her ideal reader certain knowledge (schemas) and beliefs or ideas specific to the topic being dealt with. Taking those attributes for granted, the writer can build a message aimed at a target reader.*」。つまり、「理想的な読み手・聞き手」書き手/話し手と同様の背景情報を持っているように勝手に信じることを指す。例えばNahajec（2021: 120）では、話し手は「*There is no bread in the freezer*（冷凍庫にパンがない）」というと、この発言は聞き手が「冷凍庫にパンが保管される」という背景情報に由来する前提を熾すという。

辞のみならず、平叙文と命令文を同様の否定辞で否定化する言語（例えばフランス語とドイツ語）もある（Aikhenvald 2017: 19）。命令文を平叙文と同様の方法で否定化可能なことを *True Negative Imperative*（TNI）という（Zeijlstra 2022: 81）[10]。また、平叙文と同様な否定辞が用いられるが、肯定の命令文の場合は動詞が命令法を取るが、否定的な命令文は命令法ではなく他の形を取らなければならない言語もある。この場合の否定的な命令は *Surrogate Negative Imperative*（SNI）という（同書）。

スペイン語

Lee!	**No*	*lee!*（*TNI）	*No*	*leas!*（SNI）	
read.2.SG.IMP	NEG	read.2.SG.IMP	NEG	read.2.SG.SUBJ	
「読め！」	「＊読むな！」		「読むな！」		

（Zeijlstra 2022: 82, 352–353）

上記のように例えばスペイン語も TNI を受け入れない。アイヌ語の場合は、否定的な命令文の際は、特殊な命令の際の否定辞と共に動詞の命令法を取った形が「禁止」という発話内行為を成すのが一般的である[11]。したがって、平叙文と同じ否定要素が一般に用いられないため、アイヌ語は Zanuttini（1994）の定義のような TNI も SNI も現れないのであろう。

3．迂言（*periphrasis*）

本節で迂言的な構造をどのように扱うかについて、そして典型的な命令文とそうでない命令文についてここで述べる。言語は時代が変わると共に語彙や文法などの要素を失いながら、この隙間を埋めるために迂言的な構造が生まれるという（Hegedűs & Pődör 2013: 1）。Haspelmath（2000: 654）によると迂言は一般に「*refers to a situation in which a multi-word expression is used in place of a single word in an inflectional paradigm*」であり、単純にいうと（語形変化のパラダイムにおける）1 つの語の代わりにいくつかの語の含まれる表現が用いられることを指す。これを Haspelmath（2000: 654）が補充的迂言（*suppletive periphrasis*）と呼び、例えば英語の形容詞の場合は一般に *warm, warm-er* のように形態素を付加することによって比較形（*comparative*）が作られる語もある一方で、そうでなく *beautiful, more beautiful* のように「*more*」という追加の語によって同じ「より X」という意味を成立させる場合もある。また、Haspelmath（2000: 655）は範疇的あるいは、表現的迂言（*categorial, or expressive periphrasis*）というのを「いくつかの語の合わせによって何かの追加の

10　Zeijlstra（2022: 81）では「*imperative verbs*」、「*indicative verbs*」となっているが、命令法そして直説法をとった動詞の形のことを指し、ここで単純化のため「命令文」、「平叙文」と訳した。TNIとSNIはZanuttini（1994）による用語である。

11　動詞は人称・数の接辞を取らない形を指す（例えば Bugaeva 2012: 496）。

意味的な弁別を表す」と定義している。一方、Anderson（2013: 16）は迂言を語彙的迂言（*lexical periphrasis*）と文法的迂言（*grammatical periphrasis*）に二分している。ここで、「相当する」（*equivalent to*）が（i.）語彙的迂言の場合は、意味が大体同じであることを指し、（ii.）文法的迂言の場合は機能が同じであるという（同書）。

i. Lexical periphrasis: a sequence of words ‘equivalent to’ a single word or lexeme, as in *take/have a bath vs. bathe*
ii. Grammatical periphrasis: a sequence of words ‘equivalent to’ a word form

（Anderson 2013: 16）

本稿で対象となるアイヌ語の否定的な命令文は、迂言の種類によって大きく 3 つに分けることができる：①禁止の副詞以外の否定的な要素の付加、②主語を示す人称接辞の付加、そして最後に③では少し Haspelmath の *categorial periphrasis* に似たような現象である様々な「間接的な命令」である [12]。本稿の研究資料の中では、①のような構造は量的にはそれほど多く見られなかった。こういった構造は簡単にいえば、禁止の副詞の後に否定的な平叙文が置かれる現象を指す。②の場合は、禁止の副詞が置かれているにかかわらず、主動詞は命令法ではなく人称接辞が付いている形をしている。意味的には多くの用例の場合、①の際に禁止文は典型的なものと同じ意味を成していると解釈されていることがみられ、②の場合も同様である。したがって、①と②はどちらかというと文法的迂言に近い現象として解釈できるのではないか。言い換えれば、どちらも「禁止の副詞＋動詞」よりも多くの要素で「禁止」の意味が表される。平叙文と比べれば、「主張」として機能するための否定的な平叙文を伝えようとする際に、禁止の副詞は入りにくいようである。また、③も多く、Anderson（2013）の（ii.）に近いかもしれないが、4.3 節でより詳しく述べる。

本稿では、迂言を Haspelmath（2000）の定義と Anderson（2013）の定義を同時に扱っていく。つまり、命令文の後に置かれる追加の要素が文に何かの追加の意味を加える場合もあれば、単に文をより長くするだけで追加の意味が加えない場合もあり、これらをアイヌ語の否定的な命令文の多様性として捉える。

4．アイヌ語における命令文

ここでアイヌ語における命令文を紹介する。まず、肯定的な命令文について述べ、そのあと否定の方を紹介する。

12　間接的な命令表現については4.3節でより詳しく述べる。

4.1 肯定的命令文

多くの言語は、動詞を統語的な命令形・命令法にする際に動詞が主語を示す人称接辞をとらない（Jary & Kissine 2014: 14, 脚注 4）（例えば英語：*Just eat it!* あるいはフィンランド語 : *Syö se* [eat. IMP it.NOM]）。アイヌ語も同様に、動詞を統語的な命令形・命令法にする際に動詞が主語を表す人称接辞を取らないと一般的に認識されている（例えば Tamura 2000: 241; 佐藤 2008: 128; Bugaeva 2012: 496; Nakagawa 2022: 580 など）。下記の例でみられるように、命令の対象は単数の場合は動詞に人称接辞を付けずに用いる（平叙文の場合は例えば *ku-nu* [1.SG-listen]）。一方、命令の対象が複数の場合も人称接辞が付かないが、動詞の後に *yan* という終助詞が置かれる。なお、この *yan* は複数に限らず、丁寧性の意味も持っているため単数の際でも用いられる場合がある。また、（3a）でみられるような単複で弁別している動詞もあり、命令の対象が単複によって動詞の形が選ばれる。上記でも述べたが、典型的な命令文は命令の対象に相当する主語を表す人称接辞を取らないが、下記（3b）でみられるように目的語の人称接辞を取ることができる。

2) *a. nu*　　b. *nu*　*yan*
listen　　listen　IMP.POL
「聞きなさい！」　「聞きなさい！（複数）」

（Tamura 2000: 241–242）[13]

3) a. *rok*　*yan!*　　b. *en-siknu-re*
sit.PL　IMP.POL　　1.SG.O-be.alive-CAUS
「座って下さい！（あるいは 2.PL）座れ!」　「私を生かせ！」

（Bugaeva 2012: 496）

なお、命令の対象が複数の際に、動詞が単複の弁別をするときにただその動詞の複数形だけを使うことができず、*yan* を付けなければならないという（Nakagawa 2022: 580）。また、主動詞は単数形を取り、使役を示す接尾辞が付いていれば、その後に *yan* を置くことができるが、その際は命令の対象となるのは複数の聞き手である（同書 581）。

用例（２）と（３）はいわゆる純粋な、あるいは典型的ともいえる、動詞句の主動詞が命令法を取っている命令文の例である。しかし、他の語用上で命令の意味を伝達しているが、命令法を取らない平叙文のままである指令的な構造もアイヌ語に存在している（例えば田村 1977, 1997; Tamura 2000）。Tamura（2000: 243–245）はこのような構造を暗示的な命令（*implicit imperatives*）と名付ける。

13　田村（1997: 75）によると、*nu* も *nu yan* も、命令の対象が単数の際に用いることができる。

暗示的な命令構造は、否定の場合でも現れ、否定の副詞のみならず典型的な禁止文を作成する際に用いられる禁止の副詞と同時に現れる場合がある。つまり、禁止を示す副詞の後に、主動詞は命令法を取らずに、平叙文のように例えば主語の人称接辞を取り、最後に何かの暗示的な命令構造が置かれている。この現象についてはいくつかの先行研究（例えば田村 1977, Bugaeva 2004）で指摘されているが、管見の限り総合的に考察されておらず、単に迂言的な構造であると述べられている。

4.2 否定的な命令文

ここからは否定的な命令文、つまり禁止文の基本用法について述べる。アイヌ語の場合は典型的な命令は対称的な関係を成しており、肯否は禁止の副詞の有無のみで異なっているというわけである。例えば沙流方言では、否定的な命令は下記のように示すことができる。

4) a. *iteki*　*ye!*　　b. *iteki*　*ye*　*yan*
　PROH　say　　PROH　say　IMP.POL
　「言うな！」　　「言うな！」

(Tamura 2000: 246)

（4）でみられるように、典型的な禁止構造は沙流方言の場合に、禁止の副詞である *iteki* を動詞句の前に置くことによって成立する。また、*yan* を文末に付ければ、複数の聞き手に対して発言されていることが明らかになる。禁止の副詞の文中の位置については、田村（1977: 94）が沙流方言について次のように述べている。

> 「*iteki* は文頭に立つ場合もあるが、目的語や連用語等々よりも後になることもあり、動詞の直前に初めて現れることさえある。文全体の内容を平らに禁止するのには *iteki* は文頭に置かれるのがふつうだが、文の一部を提示してから『こういうことは…するな』『こういうふうには…するな』というふうに言うには、提示する部分を前に出し、残りの部分の直前に *iteki* を置いて、その内容を禁止するという表現をする。」

つまり、田村（1977）で示唆されているのは、禁止の副詞の位置はその作用領域や焦点を決めることなのであろうか。言い換えると、例えば「*iteki ipe hi nani situriri* (PROH eat NMLZ immediately stretch)」であると「食べてすぐ伸びをすること」が禁止されるが、「*ipe hi nani iteki situriri*」の場合は「伸びをすること」のみが禁止される（田村 1977: 94）。したがって、コンテクストによって禁止の作用領域も、その表現の意味が禁止の副詞の位置によって変わることがあると考えられる。

本稿のテーマに関連あることとして、アイヌ語の標準的否定についても確認しておこう。上記の例（2）で現れる動詞 *nu*「聞く」はあるコンテクストにおいて「彼 / 彼女が聞く / 聞いた」と意味する可能性がある。なぜなら、アイヌ語は単複三人称がゼロ形態素で示されるからである。「彼 / 彼女が聞く」を否定するために一般的な方法としては例えば沙流方言の場合、否定の副詞である *somo* を動詞句の前に置くことが挙げられる。

5) *somo* *Ø-nu* [14]
NEG 3.SG-listen
「（彼・彼女が）聞かない。」

これを肯定文に変換するためには、ただ *somo* を削除すれば肯定となる。田村（1977: 94; Tamura 2000: 95）が禁止文は *iteki* を通して成立させる一方で、*somo* は平叙文で用いられていると主張し、つまり *somo* が否定的な命令文を作る際に用いないことを強調している。しかし、これは常に当てはまるわけではなく、たとえば田村（1997: 76; Tamura 2000: 246）では *iteki* が禁止という動作のみならず、指図（*instruction*）などの際でも用いられ、*somo* と共存するコンテクストもある。また、*iteki* の禁止文の中における位置は必ずしも動詞の直前という位置ではなくても良さそうである（例えば佐藤 2008: 129）。さらに、禁止の副詞は文頭に上げられる時もあれ、目的語の後ろ、そして動詞の直前という位置も可能であるため、禁止の副詞の位置はその作用領域（*scope*）を判断する可能性もあると考えられる。本稿でこれについても可能な範囲で考察を行う。

4.3 迂言的な命令文

３節では「迂言」について述べたが、ここでは本稿で迂言をどのように捉えるか、そしてアイヌ語の否定的な命令文の中でどういった構造が迂言として捉えられるのかについて詳しく述べる。先行研究の中では既に様々な構造を迂言として定義されている [15]。また、命令には限らないが、口承文芸の文体的特徴については、口語と比べると迂言が多いとされている（例えば佐藤 2008: 264）。

---

14 *somo* + VP以外に、VP + *ka somo ki*という構造もある。この構造はどのように解釈すべきかは、研究者によって意見がやや異なっている。強調的であるという説もあり（例えばBugaeva 2012）、決まり文句のような構造という説もあり（例えば佐藤 2008）、また迂言的な（*periphrastic*）構造であるとも主張されている（Dal Corso 2022: 57）。

15 例えばYoshikawa（2022: 634, 注釈 9）では*kusu ne na*というコピュラ句の前の動詞に単数2人称の人称接辞が付いて、迂言的な命令文となるようなアイヌ語千歳方言例が上がっている：
iteki *neno* *an* *puri* *e-kor* *kusu* *ne* *na*
PROH like.this exist.SG behaviour 2.SG-have reason COP SFP
「けっしてそんな振舞いをするのではないぞ。」（中川 1995: 163, Yoshikawa 2022: 634のグロスを多少変更。）
ここに現れる*kusu ne*とは平叙文の場合は話し手の意志を表すことが多いが（例えば Tamura 2000: 160）、*na*を付けると指図といわれる間接的な命令の一種であるとされている（田村 1997: 74, Tamura 2000: 245）。

Anderson（2013）で定義されている語彙的迂言は典型的な表現と意味が同様であるという。つまり、例えば *take a bath* とは語彙的迂言であるが、*bathe* と意味が異ならないわけである。また、文法的迂言の表現は典型的な表現と機能が同様であるという。アイヌ語の場合の、PROH V *yak pirka/pe ne na/kuni pe ne* などは、ただの PROH V と意味が同様なのかは、Anderson（2013）で紹介されている理論に従おうとすれば問題が発生する。まず、アイヌ語のいわゆる指図や間接的な命令は、典型的な命令文と意味が同様であるかどうかという疑問点からはじめなければならない。先行研究では、それぞれの表現の用法について論じられ、例えば田村（1977, 1997）では、「*yak pirka*、*pe/p ne na*、*kuni p ne (na)*、*kusu ne (na)* などの際に２人称接辞の使用」が指図（Tamura 2000 では *instruction*）と呼ばれ、指導に用いるとのことであるので、「命令」と意味的に異なっていることを指しているのであろう。Refsing（1986）では、北海道静内方言について、*nankor na* あるいは *kuni* を *necessative mood*（必要法）や *"soft" imperative*（いわゆる柔らかい命令）と呼ばれ、*na* を *hortative mood*（勧誘法）や *light imperative*（いわゆる軽い命令）のように捉えられている。しかし、田村（1977, 1997）も Tamura（2000）も Refsing（1986）もこれらを迂言と呼び方はしない。迂言と呼ぶのは、北海道千歳方言について研究を行った Bugaeva（2004）である。Bugaeva（2004: 89）では、命令を *imperatives proper*（真の命令）つまり、命令法を取った主動詞が主語の人称接辞を取らない形のように扱われている。これに対して、*periphrastic imperatives*（迂言的な命令）は、平叙文のように直説法を取った主動詞の際の命令文を指す（同書）。Bugaeva（2004: 90）によると、*nankor na* は *"soft command"*（柔らかい命令）あるいは *demand*（要求）を表し、「話し手の暗示的な語用上の意志は、聞き手に何かをするよう説得させたい」際に用いられる。*kus(u) ne na* も *kuni p ne na* も命令を表すが、語用論的にどういった意味なのかは Bugaeva（2004: 91）では明らかにされていない。最後に、*yak pirka/yak wen* は、Bugaeva（2004: 92）によると *polite imperative*（丁寧な命令）を表すのに多く用いられるという[16]。

要するに、先行研究によればそれぞれの迂言的な命令表現は、典型的な命令表現と意味がやや異なり、発話内行為が少し表現によって違うようである[17]。本稿では、「PROH 動詞句（VP）」という主動詞が命令法をとる構造をした表現を「典型的な禁止文」と呼ぶこととする。また、それ以外の、「PROH VP」ではなく、このあとに他の命令表現に含まれるとされている要素が付いている構造、

16　例えば*yak wen*の際は、否定と共に現れると肯定的な命令文として解釈できるとBugaeva（2004:93）が主張している。

aynu	*ye*	*itak*	*eci-nu*	*somo*	*ki*	*yak*	*wen*	*ruwe*	*ne*	
man/Ainu	say	words	2.PL-listen.to	NEG	do	if	be.bad	INFR.EVID	COP	

「アイヌが言うことを聞け！（lit. アイヌが言うことを聞かなければ悪い。）」　（Bugaeva 2004: 93）

しかし、語用上では間接的に命令という発話の力を持っている一方で、話し手の状況Xに関する主張でもあると考えられる。ただし、本稿は禁止の副詞が用いられる命令文についての研究であるため、このような例は本稿は対象外である。

17　なお、本稿においてはそれぞれの語用論的な意味・ニュアンスの相違点について考察する余地が残念ながらない。今後の課題で取り組みたい。

つまり主語の人称接辞、他の否定要素を含んだ構造を「迂言的な禁止文」を呼ぶこととする。これらの言い方は、あくまでも本稿で用いる用語であり、アイヌ語文法の中でどういった呼び方をすべきかに関する主張ではない。

5．資料と方法

本稿で用いる言語資料は、現在アイヌ語話者の極めて少ない状態を原因に、二次資料を利用することにした。つまり、以前の研究者が集めた公開された資料に頼ることになっている。アイヌ語は記録されている資料がある程度多くあり、その中で主に口承文芸とされている様々なジャンルの物語が数多く現代まで残っている。しかし、日常的会話の資料は少ないため、本稿でも口承文芸が主な調査資料となっている。一方、公開されているアイヌ語資料のデジタル化が近年進みつつあるため、インターネット上で簡単にアクセスできるものも多く、世界中の研究者をはじめ誰にでも簡単に手に入れられる。本論文でも、このようなインターネット上でアクセスできる資料も用い、特に田村すず子（1984–1989）の『アイヌ語音声資料１－６』（以下 TA）および、国立アイヌ民族博物館の「アイヌ語アーカイブ」（以下 KA）に載せられている資料を利用した[18]。

この 2 つのコーパスのような資料を用いて、それぞれに現れる禁止の副詞を検索し、全ての現れるコンテクストを集めた。TA の方は『アイヌ語音声資料（1 ～ 6）語彙下巻, O － Z』という追加のツールも利用し、音声資料の 1–6 巻全体に 38 件の *iteki* が用いられるコンテクストを確認した。そして、KA の方でまず *iteki* を検索し、全部で 131 件の *iteki* が現れるコンテクストを発見し、あわせて沙流方言の資料では 169 件の *iteki* が用いられたコンテクストを集めた。次に、KA には静内方言の資料も含まれているため、沙流方言と静内方言の比較も本稿で行おうと判断し、静内方言の場合は禁止の副詞は *iteki* ではなく *itekke* という形をしている。検索すれば 421 件の *itekke* のコンテクストが現れ、全てをあわせると 590 件のコンテクストを集め、分析した。なお、沙流方言の場合はあわせて 4 人の話者であり、静内方言の資料は 1 人の話者である。

分析では、典型的な禁止文と迂言的な禁止文の頻度を確認するためにそれぞれの文を数えた。つまり、典型的な禁止文の場合は禁止の副詞のあとに置かれている動詞はいわゆる命令法をとっている構造（例えば *iteki ye* [*yan*] PROH say [IMP.PL]）、そしてそうでない構造の数を数えた。沙流方言の命令表現の研究が行われた田村（1977）では、多くの用例が挙げられているが、それぞれの禁止の表現の量的な調査を行っておらず、実際の頻度が未知のままである。そこで、本稿の一つの目標は、典型的な禁止文に対して迂言的な禁止文の頻度を調べることである。

18　2023年5月15日に新しく150時間の資料がアーカイブに追加されたが、本稿では2023年5月14日まで掲載されている資料のみを対象としている。新しく掲載された資料は今後の課題で用いたい。

6．分析結果

ここでTAとKAの分析結果について述べる。また、2つの方言の資料が含まれているため、KAはそれぞれ沙流方言と静内方言を区別して結果を挙げる。まず、定量的分析の結果から述べ始め、それぞれの範疇に相当する用例を挙げながら特徴を説明する。

6.1 定量的分析の結果

6.1.1 TAの結果

『アイヌ語音声資料』の最初の6巻においては*iteki*が用いられているコンテクストが38件現れる[19]。この中で、25件の文は典型的な禁止文、つまり「PROH VP」あるいは「PROH VP *no*」という形をしている。迂言的な否定的命令が13件確認できる。これらは他の否定要素と同時に現れ、動詞に主語を示す人称接辞が付き、あるいはVPの後にといわゆる暗示的な命令（*implicit imperative*; Tamura 2000）の構造が置かれているコンテクストである。さらに具体的にいえば、*somo*という標準的否定の際の否定の副詞が*iteki*と同時に用いられる例が3つあり、主語の人称接辞が動詞についているのは9件であり、いわゆる暗示的な命令の構造の例は11件である。

下記の表1．にTAにおける禁止文の分布をまとめてみた。TAにおける38件の*iteki*文の中で25件は典型的な禁止文として分析でき、13件は何らかの形で迂言的である[20]。下記の表でみられるように、典型的な禁止文はTAの6割を上回り、34,21%が迂言的である。

19　今回は、例えば*ikiya*という*iteki*に近い意味をする副詞などは研究対象外であるため、例えば*iteki*が用いられる文とどのように用法や頻度が異なっているのかについてはまた今後の課題としたいと考えている。

20　2つのコンテクストでは、*iteki*が同じ文脈で2つ現れるが、1つの禁止の副詞が文頭に現れ、そのあとに文章があり、最後にもう一度禁止の副詞およびその対象となるVPが来るという用例である（例えば田村 1989: 62）。例えば下記のような、2つの頭が付いている貧乏の和人についての物語に現れるコンテクストである。

*ruwe　ne　kusu　**iteki**,　sine　hon　or　wa　hetukpa　utar*
INFR.EVID　COP　because　PROH　one　stomach　place　ABL　be.born.PL　people
***iteki**　ukoweysanpekor　no,　inan　kur　toranne　yakka,*
PROH　quarrel　CON　which　person　be.lazy　even.if
inan　kur　yuptek　yakka,　yuptek　kur　nepki　wa　ukasuy　e　hike
which　person　be.diligent　even.if　be.diligent　person　work　CON　help.each.other　eat　person
opitta　ohonno　siknu　p　ne　na.
everyone　for.a.long.time　live　NMLZ　COP　SFP
「ですから、ひとつの腹から生れ出た人たちは、互いにいがみ合うことなく、どの人がものぐさであっても、どの人がまめであっても、まめな人が働いて、助け合って食べる人が、みんな長生きするのですよ。」
（田村 1986: 26）

ここで、禁止の副詞の作用領域が*no*によって制限され、*no*のあとの文の中で説明を加えている従属節があるが、最後の*siknu p ne na*というのは平叙文なのか命令文なのかは完全に明らかでない。このような禁止の副詞の繰り返しは例えば田村（1977: 102）で認識されているが、今回の研究資料の中でも多少確認できた。今回、これを「追加の否定」と扱わずに、話者による言い間違い、言い直しとして捉えた。あるいは、物語っている途中で話者は長いポーズをし、聞き手の理解のためにこういった繰り返しを意図的にしたかもしれない。

表 1. TA における禁止文

	数量	割合
典型的	25	65,79%
迂言的	13	34,21%
合計	38	100%

6.1.2 KA の結果

ここでは順番にまず KA の沙流方言に関する結果について述べ、そのあと静内方言の資料の結果を紹介する。沙流方言の資料には 131 件の *iteki* の付いている禁止文があらわれており、そのうち 63 件は典型的な構造として分析できる。また、迂言的な禁止文が 62 件あった。これらの中で、5 つは禁止の副詞が 2 つ並べられているような構造であり、解釈上では禁止の意味が 1 つのみであるため一件として扱った。また、6 件を「その他」としたが、次のように分けられる：4 つは標準的否定のように捉えることができ、2 つが非否定的な使い方、あるいは否定の意味を加えないものである。この中で 3 つは他の否定の意味の要素と同時に現れている。割合でいえば下記の通りとなる。

表 2. KA 沙流方言における禁止文

	数量	割合
典型的	63	48,10%
迂言的	62	47,32%
その他	6	4,58%
合計	131	100,00%

迂言的な禁止文の種類をより詳しく述べると、禁止の副詞が文否定の副詞と同時に現れるコンテクストが 7 件であり、禁止の対象となる動詞に人称の接辞が付いているコンテクストが 59 件あり、そして田村（1977, 1997）では「指図」と呼ばれる構造が 20 件みられる。なお、それぞれの迂言の種類が 1 つのコンテクストに重なっている場合が非常に多い。

静内方言の場合は 421 件の禁止の副詞 *itekke* が用いられる禁止文が確認できる[21]。そのうち、典型的な構造が 260 件もあり、迂言的な構造が 147 件あり、14 件は「その他」である。この 14 件は「禁止」の意味を持たず、否定的な平叙文、あるいは禁止の副詞が間違いで発せられたと考えられる少

21 なお、1つの文の中で禁止の副詞が2つ以上用いられるコンテクストが33件あった。迂言的なのは24件、典型的なのは8件、そして主動詞が4人称の際の文は1件である。

ない用例である。沙流方言と同様に、迂言的な構造の場合はそれぞれの要素が同時に現れるコンテクストも多く、*itekke* 以外の否定的な要素が用いられたコンテクストが 20 件であり（16 件で *somo*、そして 4 件で非所有を表す *sak* の例があった）、主語の人称接辞の例が 132 件であり、そして様々な暗示的な命令の構造あるいは平叙文が 99 件みられた。

表 3.　KA 静内方言における禁止文

	数量	割合
典型的	260	61,76%
迂言的	147	34,92%
その他	14	3,32%
合計	421	100,00%

最後に、全ての 590 件の禁止の副詞が含んだ文を 1 つの表にまとめれば、58,98% が典型的な「PROH VP」のような禁止文であり、迂言的な表現が 37,63% であり、そしてどちらともいえないのが 3,39% である。結果として、典型的な禁止文が迂言的な禁止表現よりも頻繁に用いられることが分かる。また、迂言的な表現の中で最も頻繁に見られるのは主語の人称接辞の付いている主動詞であるが、いわゆる暗示的な命令も多くみられる。しかし、先行研究と異なり、いくつかの否定要素の同時利用がやや少なかった。

表 4.　全ての禁止文の分布

	典型的	迂言的	その他	総数	追加否定	主語の人称接辞	暗示的命令
TA 沙流	25	13	-	38	3	9	10
KA 沙流	63	62	6	131	7	59	20
KA 静内	260	147	14	421	20	132	99
合計	348	222	20	590	30	200	129
割合	58,98%	37,63%	3,39%	100%	5,08%	33,78%	21,79%

上記の表 4. の左側の太線で囲まれる部分は典型的・迂言的・その他のそれぞれの割合を表す。右側にあるのは迂言的な禁止の表現の中の 3 つの種類の数と割合を示しているが、いくつかの要素が同時に現れるので、合計に含めず、ただ現れる数を表示するためのものである。その他という範疇には、否定の意味がない場合や禁止ではなく否定的な平叙文などのようなケースが入っている。なお、4% を下回るので、本稿で扱った資料の中でやや稀は現象であると考えられ、禁止の副詞が

用いられる文は禁止という発話内行為を表すのが圧倒的に多い。

本稿で扱った調査資料の沙流方言の方は典型的な否定的命令文と迂言的な否定的命令文の割合が同様の程度現れた一方、静内方言は６割：４割であった。このような違いが生じる背景について理由は興味深い問題であり、それを解決するためには物語の中の禁止文が発せられるコンテクストをさらに広く分析する必要があると考えられる。

6.2 迂言的表現の種類

ここでより具体的に様々な迂言的な構造について述べる。特に、他の否定的な要素を含んだ場合や、いわゆる「暗示的な命令」の際の構造について紹介する。

6.2.1 否定要素の付加

禁止の副詞以外の他の否定的な要素が禁止の副詞と同時に現れる現象について、田村（1977: 101–102）は「*iteki* の後の部分だけで否定的な指図や忠告等を表す文として成り立つような例もめずらしくない。」と述べている。つまり、禁止の副詞が他の否定要素と共に現れるコンテクストが珍しくないであろう。さらに、田村は「*iteki* は単なる否定辞ではなく、それ自体禁止（何かをしないようにとめる）の意味を含んでいる語であるから、こういう例が起こるのも不思議ではない。」と述べ、つまり「iteki によってまず『次のようなことはしないように』と注意し、その後、指図や忠告の文を作って続けていくのである。」とのことである（同書）[22]。

禁止の副詞が他の否定要素と共に現れるが、否定の意味が 1 つのみとして伝達される構造の頻度を調査すると、TA では追加の否定が 3 件であり、KA では沙流方言の場合は 7 件、静内方言の場合は 20 件あった[23]。具体的には、[PROH ＋否定要素＋ VP（＋否定要素）] のような構造を成している表現を指している。こうした構造はいわゆる二重否定（*double negative*）のような形をとるが、論理上には 2 つの否定が肯定になるはずだが、「否定が否定されている」わけではなさそうである。例えば以下の（6）では禁止の副詞が否定の副詞と同時に現れる。

---

22 他の言語でも似たような現象はあり得る。例えば、フィンランド語の場合は次のが可能である。
Älä *hoi* *älä* *järki* *jätä*
PROH.2.SG INTRJ PROH.2.SG mind leave
「ばかになるな（lit. するな、おーい、するな理性よ、（私を）離れる（ことを））。」
ここで、話し手がおそらく自分あるいは相手に対してコメントをし、何かの意味のないあるいは理性できない行為をした場合あるいはしようとする場合に発言されることがある口語的な言い方である。上記のアイヌ語の例のように、まず一度禁止を表す要素を発言し、その後もう一度動詞句として述べられる。この用例はフィンランド語のコーパスから取り上げたものである。（Aller Media Oy (2019). Suomi24 virkkeet -korpus『スオミ２４文のコーパス』2001-2017, Korp-versio 1.2 [korpus]. Kielipankki. http://urn.fi/urn:nbn:fi:lb-2020021803 でアクセスできる。）

23 ここで「1つの否定の意味」とは、他の否定要素の存在にかかわらず、その文は「禁止」という意味を伝えていることを指す。

6) ***iteki*** *sine itak ka itasa e-itak* ***somo*** *ki no*
PROH one word even in.turns 2.SG-speak NEG do CON.NEG
a-ye itak patek e-nu wa e-yaykimatekka wa e-hosipi p ne na.
4.A-say word only 2.SG-listen CON 2.SG-hurry CON 2.SG-go.home NMLZ COP SFP
「決して一言たりとも返さないで私が言うことだけを聞いて急いでお帰り下さい。」
（国立アイヌ民族博物館アイヌ語アーカイブ：C0179KM_34724AP）

ここでは *iteki* が文頭に上げられており、否定の作用領域が接続詞 *no* までであると考えられる。*iteki* の後に、主動詞 *itak* に主語を表す人称接辞が付き、その後に否定の副詞 *somo* が形式的に *ki* という動詞を否定している。言い換えれば、*iteki* が *somo* で否定される平叙文と同様のコンテクストに現れており、否定的な要素が 2 つ付いているにもかかわらず解釈上では、1 つの否定の意味が伝えられる。

7) *ora Iskar ru orke un anakne* ***iteki*** *eci-iramante* ***somo*** *ki yak pirka na*
then Ishikari path place ALL TOP PROH 2.PL-hunt NEG do if be.good SFP
sekor a-poutari a-koitakmuye kor an-an ayne tane yaykata ka onne-an.
QUOT 4.A-children 4.A-leave.words CON exist-4.S finally now self also die-4.S
「そして石狩川の川筋には決して行くのではないよと子供達に言い残してもう私も死んで行きます。」
（国立アイヌ民族博物館アイヌ語アーカイブ：C0233UT_35299BP）

（7）でみられる禁止文は、まず主動詞に主語の人称接辞が付き（*eci-iramante*）、その後に *somo ki* によって否定されている。PROH V NEG V となり、二重否定のような構造をしているが、このコンテクストでは 1 つの否定の意味を含んだ命令の方がより相応しい解釈である。すなわち、この用例が現れる物語では、石狩川に狩に行かなければ神様に守られるので、（7）の主人公は自分の子孫に行くのを禁止し、「しないこと」を禁止するわけではない。さらに、文字通りに「～したら良い / 良くなる」を意味する *yak pirka* が付いている。聞き手に何かの動作を勧める意味としても使うことができるが、話し手は聞き手にその動作をしてほしがっているのが多く、どちらの際でも、聞き手に従わせたいというときに用いられる（Tamura 2000: 245）。（8）の場合では、禁止の副詞の直後に否定の副詞がある。

8) *ne e-rayke momanpe e-se wa e-arpa wa*
that 2.SG-kill deer 2.SG-carry CON 2.SG-go CON
kotankorkur uni ta ***iteki somo*** *e-as no*
village.chief house LOC PROH NEG 2.SG-stand.SG CON.NEG
ne momampe e-se hi neno e-an wa
that deer 2.SG-carry NMLZ like.that 2.SG-exist.SG CON
cise or ta e-ahun wa ne yakne onnekur tane hokus noyne
house place LOC 2.SG-enter.SG CON COP then old.person already fall.over like
ereranoypa pekor iki kor an.
be.shaken.by.wind(?) similar.to do PROG exist.SG
「おまえがとったシカを背負って行って村長の家（の外で）立ち止まらずそのシカを背負ったままで家に入ったならば老人がもう倒れそうになって風に揺られるようにしている。」
（国立アイヌ民族博物館アイヌ語アーカイブ：C0158KM_34682ABP）[24]

禁止の副詞と否定の副詞が同時に現れ、命令文で典型的に現れない主語を表す人称接辞が主動詞である *as*「立つ」に付けられている。*no* は接続詞の一種で、状態を表す役割を果たしているのが多い（例えば高橋 2016; Takahashi 2022）。この用例では明らかに禁止の副詞が否定の副詞と同時に現れるにもかかわらず、否定の意味解釈として否定が 1 つのみである。論理上では二重否定のような構造だが、どちらかの否定的要素は否定性を失っていると考えられ、否定呼応（*negative concord*）として捉えられるかもしれない[25]。また、音声ファイルを聞けば、*iteki* と *somo* の間にもポーズがなく、1 つの文のように発音されているため、*iteki* も *somo* も発言されたのは話者の言い間違いとは考えにくく、あるいは話者自体が言い間違いに気づかなかったという可能性もある。

9) *e-sakekor yakun ekasi itekke e-oyra sak no*
2.SG-possess.alcohol if old.man PROH 2.SG-forget possess.NEG CON.NEG
e-nomi nankor na
2.SG-pray probably SFP
「酒が手に入ったらおじいさんを決して忘れずに祈るのだよ。」
（国立アイヌ民族博物館アイヌ語アーカイブ：C0033XX_C0033P）

24 グロスは筆者により、訳は国立アイヌ民族博物館によるものである。

25 一般的に、*Negative concord*（NC）の方が、文中に2つ（以上）の否定要素が現れるが、意味的に二重否定（＝肯定）とならず、1 つの否定として解釈される構造である（Zeijlstra 2022: 46）。

ここで *sak* が、主語を指す人称接辞が付いている主動詞 *oyra* の後に置かれ、接続詞 *no* によって2行目の肯定的な命令と繋げられている。接続詞 *no* の後に迂言的な命令文が付き、望ましい行為あるいは求められる行為が述べられる。このような *sak* が用いられた用例が今回の研究資料の中で3件のみあったため、珍しい構造なのであろう。田村（1996）によると、*sak* が動詞のあとに置かれると「いつも…しない」という慣用的な表現となる。*sak* は内的に意味が否定的であるが、ここで *itekke* と同時に用いられるのは否定呼応の例なのか、2つの否定的な要素の使用による強調的な表現なのかは問題である。*iteki/itekke kor* という、肯定的な「持つ・所持する」を意味する動詞は例えばKAの資料の中に多少現れ、*sak* よりも多いが、実は「悪い心」を持つことが禁止されているが、静内方言の場合 *sak* も *kor* も禁止の副詞と共に用いられているので、形態的に異なるだけなのであろうか[26]。用例があまりにも少ないため、例えば語用論的に異なっているのかについての結論を導くことが難しい。

上記のような禁止＋否定の用例があることは既に田村（1977）で述べられたが、実際にどの程度あるのかは明らかにされていなかったため、本稿で調べてみた。その結果、禁止の意味を持つ禁止＋否定というコンテクストを30件確認した。その中、26件は禁止＋ *somo* という文であり、残りの4件は禁止＋ *sak* という文であった。禁止＋ *somo* の用例の13件は、①[禁止＋動詞＋ *somo ki*] という形をしている。また、②禁止＋ *somo* ＋動詞というコンテクストが7件ある。さらに、3件は *somo* が③コピュラの *ne* に伴う。そして、④禁止＋ *somo* ＋ *an*（存在）のような文は3件ある。①の場合はさらに、3文は禁止の対象のような要素が付き、「＜名前＞、だめ！Xをしないで」のように、禁止の副詞と *somo* が否定化する文の間に短めのポーズが音声上であり、禁止の副詞が呼びかけのように解釈可能なコンテクストとなっている[27]。しかし、本稿の調査資料の中でこのような用例が少ないため、呼びかけのように機能するのは本稿の分析によって確実な判断はしにくい。②は、例えば用例（8）のような文である。③は全て *somo ne nankor*（NEG COP probably）という迂言的な形をしている。④は、*somo an pe ne na*（NEG exist NMLZ COP SFP）あるいは *somo an nankor*（NEG exist.SG probably SFP）となっている。また、*sak* の用例は例えば、「*ekasi itekke e-oyra sak no e-nomi nankor na*（grandfather PROH 2.SG-forget possess.NEG CON 2.SG-pray probably SFP）」を挙げられるが、*sak* は目的語を持つ他動詞であるので、*sak* の前の動詞が名詞化するかのような現象が起こっている。

26　PROH＋*kor*の用例が26件確認できた。例えば次のような、主人公が自分に対して禁止をしているかのようなコンテクストにも現れる。

te　*oro*　*wa*　*anakne*　*itekke*　*tan*　*wen*　*sampe*　*a-kor*　*no*
now　place　ABL　TOP　PROH　this　be.bad　heart　4.A-possess　CON.NEG
e-sermak　*a-us*　*kus*　*ki*　*ruwe*　*ne*　*na.*
2.SG-behind　4.A-protect　intention　do　INFR.EVID　COP　SFP
「これからは決して悪い心を持たずにあなたを守ってあげるつもりです。」
（国立アイヌ民族博物館アイヌ語アーカイブ：C0080XX_C0080P）

27　似たような現象について既に田村（1977）でも述べられている。

なお、多少現れることの理由があまり簡単に確認できないが、例えば日本語の影響によって二重否定のような構造になっているというのは可能かもしれない。すなわち、日本語の「決して」という否定極性項目（NPI, *negative polarity item*）が否定、つまり否定要素（例えば日本語の「～ない」）と同時にしか現れない表現に由来している可能性はあるが、これを証明するのは複雑である。

6.2.2 主語の人称接辞の付加

ここでは、命令の対象となる主動詞に主語を表す人称接辞が現れる構造について述べる。なお、否定要素の付加と似たように主語の人称接辞のついて主動詞のあとにいわゆる暗示的な命令を成立させる要素が来るのが多そうである。

10) *yaunmosir ta eci-yap yakka*
Hokkaidō LOC 2.PL-come.ashore.PL even.if
itekke *wenkamuy*[28] *kewtumu* ***eci-kor*** *no*
PROH bad.god heart/feelings 2.PL-possess CON.NEG
cip or ta eci-oka itekke ikasuy yan.
boat place LOC 2.PL-exist.PL PROH help IMP.POL
wenkamuy utar katkor siri eci-nukar nankor na.
bad.god PL behaviour VIS.EVID 2.PL-watch probably SFP
「北海道におまえたちが上陸しても決して悪い心を持たずに舟にいて決して手伝うな。悪いやつらのすることを見て居なさい。」
（国立アイヌ民族博物館アイヌ語アーカイブ：C0027OS_34135B/34136A/34136B/34186A）

上記の（10）では禁止文が 2 つ現れる。2 行目の禁止文の主動詞 *kor*「持つ」に複数 2 人称の人称接辞 *eci* が付き、接続詞 *no* で次の文と繋がっている。まず *itekke* によって語り手が相手に関して好ましくない行動を禁止し、*no* を用いながら「その代わりに」と伝え、肯定の迂言的な命令文を通して *cip or ta eci-oka*「舟にいる」ことを命令していると考えられる[29]。次、「*itekke ikasuy yan*」という禁止文が発言される。興味深いことに、この 3 行目の禁止文は典型的な主語の人称接辞などを持たない構造をしている。なぜこの禁止文は前の文と異なっているのかは疑問である。

主語の人称接辞が用いられる理由については、現在までほぼ「迂言的な構造」であるという説明

28 *wenkamuy*は文字通り「悪い神様」と意味するが、ここで「非常に悪い」のような強調の意味として用いられているのであろう。次の行でも*wenkamuy utar*では「とても悪い人たち」を意味する。

29 この物語の音声を聞けば、*eci-oka*と*itekke*の間に短いポーズがあり、接続詞も現れていないため文の切れ目として考えられ、このような理由によって2つの独立の文として解釈されているのであろう。

しか挙げられておらず、確かに説明を加えるのは容易ではない。ただし、今回の研究資料の 590 件のうち約 3 割にあたるで 200 件は主語の人称接辞が禁止文の主動詞に付いているのを考慮した上で、現象としては頻繁であるといえる。その理由として、典型的な命令文よりも命令の対象に対して強調が加えられている可能性が考えられる。ただし、主語の人称接辞を付加することによって強調的な意味になるのかを確認するために、この 200 件のコンテクストをより細かく分析をする必要がある。同時に、他の資料も含めた分析がより確かな結論に導くのであろう。興味深いことに、実は 16 件はいわゆる 4 人称の接辞が主動詞に付いており、一般的な全ての人間に対する命令の場合も、主人公が自分自身に対して命令しているというような用例もあったが、どういった現象なのかということを今後の課題としたい。また、今回の研究資料の 222 件の迂言的な構造のうち、主語の人称接辞が 200 件の文のみあり、つまり 22 件は主語の人称接辞を含まない構造である。これらのコンテクストも今後より具体的に分析し、主語の人称接辞が省略される傾向がみられる具体的なコンテクストを確認する必要がある。

6.2.3 命令文といわゆる間接的な命令

ここで扱うのはいわゆる指図（田村 1977 の用語）であり、つまり典型的な命令文ではなく「断定の文型を用いて、こうするべきものだ」と教えて従わせる言い方である（田村 1996: 75）。主に、文末に助動詞や従属節や終助詞や形式名詞＋動詞などを置くという構造を指す。また、追加の否定要素付加および主語の人称接辞付加と同時に現れるのも多い。方言によって少し差があるようだが、沙流方言の資料では例えば *yak pirka* という「if be.good」を意味する構造がみられる。上記で触れたように *yak pirka* は、話し手が聞き手に何かの動作をしてほしがっている時や、聞き手に従わせたいというときに用いられるのが多いという（Tamura 2000: 245）。このような文は一般に迂言的な構造として扱われているが、どの程度実際に現れるかについては、初めて明らかにしたのは本稿であろう。

11) *Penanpe* *ray* *wa* *isam* *ruwe* *ne* *kusu,*
up.stream.man die CON exist.NEG INFR.EVID COP because
tane *oka* *Penanpe* ***iteki*** *ikoysanpa* ***yak*** ***pirka!***
now exist.PL up.stream.man PROH imitate.people if be.good
「ペナンペは死んでしまったのですから、今いるペナンペたちは、人真似をするんじゃないよ！」
（田村 1985: 68）

ここで禁止文の文末に *yak pirka* が用いられる。注目されたいのは、*yak pirka* が典型的な禁止文の文末に置かれ、つまり主語の人称接辞のない命令法をとった文に現れている。例えば田村（1997:

76）によると、こういった構造の主動詞は主語の 2 人称接辞をとり、「相手のためによいことや相手の希望に合うことを勧める表現であるが、むしろ自分の希望で要求する場合にも」用いられるという。本稿の研究資料中にも、多くの場合は命令の対象となっている人称に相当する接辞が主動詞に付加されており、*yak pirka* などがそのあとに置かれている。しかし、（12）のような構造も多少見られる。

12) *iteki* *iruska* *kunine*
PROH get.angry so.that
pirka *yaykosiramsuypa* *e-ki* *wa* *e-koytak* *wa* *i-kore* *yak pirka*
be.good think.thoroughly.PL 2.SG-do CON 2.SG-talk CON 4.O-give if be.good
「決して怒らないでください。よく熟慮して話をしてください。」
（国立アイヌ民族博物館アイヌ語アーカイブ：C0157KM_34681ABP）

ここでは、*kunine* という要求表現（田村 1977: 101）あるいは理由・目的の表現（佐藤 2008: 53）は、*indirect desire*（間接的な願望）を示し（Tamura 2000: 160）、何かができるようにと意味するとされている。これは、典型的な命令文と異なると分析した理由は、直接的に禁止するのではなく、*kunine* によって間接的な要望を表すことができる（Tamura 2000: 160）。（11）の禁止文で現れる *yak pirka* と異なり、（12）の肯定の迂言的な命令文では主語の人称接辞がついている。

13) *cise* *kaske* *anak* ***itekke*** *ni* *sukup* *kuni*
house above TOP PROH tree grow in.order.to
eci-somo ***ki*** *nankor* *na* *ari* *an* *pe*
2.PL-NEG do probably SFP QUOT exist.SG NMLZ
korsi.. a-poutari *a-pakasnu* *kane* *oka-an*
child 4.A-children 4.A-teach CON exist.PL-4.S
「家の屋根は決して木が育たないようにしなさいと子供たちに教えました。」
（国立アイヌ民族博物館アイヌ語アーカイブ：C0120XX_C0120P）

ここで現れる *sukup* が「成長する」を意味する自動詞であり、木に対して否定的な命令がされているとは思いにくく、おそらく [*ni sukup kuni*] が挿入されている従属節であり、禁止文の中に埋め込まれているのであろう。つまり、本来の日本語訳と反して、禁止・否定の焦点が *ki* であり、[[木が育つように] する] の「する」が禁止され、「するな」となっているのではないか。ただし、ここでも *somo* も追加され、指図の *nankor na* という構造も用いられている。さらに、これをごく稀な例にするのは、主語の人称接辞が否定の副詞 *somo* に付けられていることである。また、ここで

も「しないようにするな」のではなく、否定の意味解釈が一つのみであるとされている[30]。他の言語では、より複雑な構造が必要である。例えば英語は、似たような「しないように」は例えば「*Do X, {so/in order that} Y does not (happen)*『Y が（起こら）ないように X をしろ』」などのような構造が考えられ、アイヌ語の *kuni* は英語の場合従属節にある。しかし、英語の場合はおそらく「*Do not let X（happen）*」のように、助動詞 *let*「許可する」などを用いるのが一般なのであろう。

14) ***iteki*** ***iteki*** *neno* *an* *wen* *kewtum* *anak* ***a-kor*** ***pe*** ***ne*** ***na***
PROH PROH like.that exist.SG be.bad heart TOP 4.A-possess NMLZ COP SFP
pirka *kewtum* *pirka* *yay'opekare* *kamuy* *koyay'opekare* *a-ki* *p* *ne* *na.*
be.good heart be.good go.towards god go.towards.a.place 4.A-do NMLZ COP SFP
「決してそのような悪い心はもつのではない。良い心を持ち良いところに向かって神の所に向かって行くのだよ。」
（国立アイヌ民族博物館アイヌ語アーカイブ：C0162KM_34692AB_34693ABP）

ここで現れる *pe ne na* は、「大人が子供に対して話す際および神が人間に対して話す際」に用いられ、主動詞が不定人称の際に（例えば（14）でもそうである）特に子供や若者に「世の中のしきたりを教え、指導する言い方として使われる」という（Tamura 2000: 244; 田村 1997: 75–76）。（14）も、物語の最後の方に主人公が村の人に対して話しており、望ましい生き方について教えているわけであるため、*pe ne na* の使用が不思議ではない。TA においては 3 つの *pe ne na* が用いられる用例があり、KA 沙流方言では 8 つ程度あったが、KA 静内方言では 3 つのみみられる。静内方言の方は、*nankor*（*na*）（65 件）や *ankean*（*na*）（32 件）という構造が最も多く、全てで 97 件もある。

6.3 命令文と接続

ここで文と文を繋げるための接続という現象について述べる。本稿の用例の中でも現れるが、分析中に禁止文の後に肯定の命令文が置かれることの多さに気づいた。本稿の主な焦点は禁止の文ではあるが、この接続の現象も重要である。アイヌ語は文と文を繋げるために様々な接続詞があり、一般に文と文を繋げる際に *wa* という接続詞が用いられるが、否定の場合はほぼ *no* が用いられる。本稿の研究資料の中でも *no* が多く見られ、*no* が *wa* よりも圧倒的に多く禁止文をその後に来る平叙文と繋げるために用いられる。具体的に数量をいうと、TA においては *no* が 14 件あり、KA 沙流方言では *no* は 80 件で *wa* は 1 件であり、そして KA 静内方言においては、*no* は 102 件で *wa* は 8 件あった。この *no* は、肯定文や肯定的な意味の文に着く場合は「するような状態、性質で」と

30　この文のコンテクスト、この物語は家の屋根に木が生えたことによってその家に住んでいた女性が病気になったという話であるため、「木が育つ」というのが望ましくなく、そうならないように指図されていると考えられる。

いう意味の連用句を作り（田村 1996: 53）、否定文や否定的な意味の文の際は「～しないで（*without doing*）」を意味する（Tamura 2000: 169）が、ここで他の可能な解釈を紹介する[31]。否定文における *no* については、その直前の動詞句の動作ではなく、直後の動詞句の方が行われるというように解釈できるのではないかと論じられている（ヌルミ 2023）[32]。他の言語においても似たような現象が見られ、例えばフィンランド語では、まず単なる否定文の例を見てほしいが、否定の焦点（*focus*）を指す際に否定される要素の代わりになるものが紹介される（VISK §1618）。

15) Hän **ei** <u>*syönyt*</u> <u>*omenaa*</u>. [vaan lähti lenkille]
he/she NEG.3SG eat.PPTC apple.PAR but go.3SG.PAST jog.ALL
「彼（彼女）がリンゴを食べたのではなく、ジョギングしに行った。」
（VISK § 1618）

上記では下線で示されているのは否定の焦点である。ここで、「リンゴを食べた」が否定の焦点となり、*vaan* という否定の焦点を肯定で入れ換える *corrective*（訂正辞）によって実際に起こった出来事「ジョギングをしに行った」が肯定文で表される。つまり「A ではなく、B だ」のような構造を成し、対比の関係も築かれている。禁止文の際でも同じように用いることができ、動作 X が禁止され、そのかわりに動作 Y が勧められるあるいは求められる。

16) *ihan ensiksi:* ***älä*** *leiki kissan kanssa paljaalla kädellä*
just at.first PROH.2.SG play cat.GEN with bare.ADE hand.ADE
vaan *pidä aina lelu kädessäsi, kun leikit!*
but keep always toy hand.INE.2SG when play.2SG
「まず最初に（言っておきたいが）、素手で猫と遊ぶな、遊ぶ時に常に手（の中）におもちゃを持って！」[33]

要するに、禁止文でも否定文でも「A ではなく、B をしろ」のように否定の焦点も否定によって対比を示すことができる言語がある。アイヌ語も接続詞 *no* によって否定文の場合にも禁止文の場合にも対比を示す役割もあるのではないか。

31 沙流方言と似たように、例えば十勝方言でも*no*は一般に行為ではなく状態を表す（高橋2016; Takahashi 2022）。

32 例えば田村（1977: 103）でも似たような概念が紹介され、禁止の際の*no*の使用について「一方の行為を禁止し、他方の行為を要求する言い方」という。しかし、訂正辞（*corrective*）のような扱いを田村（1977）は直接しない。

33 フィンランド語様々なテキストが保存されているコーパスからのものである。Aller Media Oy (2019). Suomi24 virkkeet -korpus 2001–2017, Korp-versio 1.2, Kielipankki. http://urn.fi/urn:nbn:fi:lb-2020021803 でアクセスできる。2023年5月18日閲覧。

17) *e-tura* *sinot* *kuni* *pon* *seta* *a-ahupkar* *wa*
2.SG-accompany play in.order.to be.small dog 4.A-adopt CON
ek-an *siri* *ne* *wa.* *e-akkari* *pon* *pe* *ne* *na.*
come.SG-4.S VIS.EVID COP SFP 2.SG-CMPR be.small NMLZ COP SFP
iteki ***sitoma*** ***no*** ***tura*** ***sinot***
PROH be.afraid.of CON.NEG accompany play
「おまえと一緒に遊べるように犬をもらってきたのだよ。怖がらずに一緒に遊びなさい。」
（国立アイヌ民族博物館アイヌ語アーカイブ：C0160KM_34688ABP）

ここで典型的な禁止文が *no* によって直後の肯定的命令文と繋げられ、「Xをするな、Yをしろ」のような構造を成している。否定的な平叙文の場合はたとえば「*somo sitoma no tura sinot*」もあり得るが、「怖がらない」という状態が表されることになるであろう。しかし、ここでは2つの命令文が並べられており、*no* が副詞を作らず、まず否定的な命令が伝えられ、禁止される動作の代わりに肯定的な命令を指す動作が求められると考えられる。一方、「怖がる」という感情を示す動詞の動作は行為なのか、それとも人の内的な状態を示すのかは意味論の領域に属する問題であろう。このような、感情を表す動詞が用いられる禁止文および、行為を示す動詞が用いられる禁止文における *no* は状態なのかについて更なる研究が必要である。また、禁止の場合は、何かの動詞が表す動作を禁止し、*no* が一般的に否定要素の作用領域を限定し、つまり例えば（17）の場合は *tura sinot* は *iteki* の作用領域に入らない。これらのことから、否定的な命令の際の *no* はその前の禁止は「状態」を表さないと考えられる。下の用例では迂言的な否定・肯定命令文が並べられている。

18) ***iteki*** *sine* *itak* *ka* *itasa* *e-itak* ***somo*** ***ki*** ***no***
PROH one word even in.turns 2.SG-speak NEG do CON.NEG
a-ye *itak* *patek* *e-nu* *wa* *e-yaykimatekka* *wa* *e-hosipi* ***p*** ***ne*** ***na.***
4.A-say word only 2.SG-listen CON 2.SG-hurry CON 2.SG-go.home NMLZ COP SFP
「決して一言たりとも返さないで私が言うことだけを聞いて急いでお帰り下さい。」
（国立アイヌ民族博物館アイヌ語アーカイブ：C0179KM_34724AP）

ここで「*iteki sine itak ka itasa e-itak somo ki no*」および「*a-ye itak patek e-nu wa* (--) *e-hosipi p ne na*」という2つの命令文が対立しており、迂言的な否定的命令と肯定的命令のように、否定が最初に置かれるという順番（*negation first*）となっている。（18）でも「Aではなく、Bだ」と似たように、まず「話すこと」が禁止され、その代わりに自らが言うことを聞かせ、そのあとに帰ることが求められる。多くの用例のように、ここでおける *no* は状態よりも *corrective* のように解釈できる。次の

用例では *wa* が用いられ、禁止の副詞によって禁止文が成立させる際に、いくつかの動詞が禁止の作用領域に入っている例である。こういった用例は今回の研究資料の中に多くはなかったが、興味深い現象ではある。下で挙げる（19）に関して、いわゆる思考動詞、つまり「考える、思う」などを意味する動詞の際の禁止文の解釈については、否定の作用領域の解釈に関してはいくつかの考え方が可能なのではないか。

19) *yaywennukar* *pe* *a-ne* *siri* *e-nukar* *kor* *e-an* *yakka*
suffer.hardships NMLZ 4.A-COP VIS.EVID 2.SG-see PROG 2.SG-exist.SG even.if
iteki *sine* *itak* *ka* *i-erampokiwen* *sekor* *hene* *e-yaynu* ***wa***
PROH one word even 4.O-pity QUOT or 2.SG-think CON
e-itak *na.* *e-hawkor* *na.*
2.SG-speak SFP 2.SG-make.a.sound SFP
「苦しんでいる様子をあなたは見たのですが決して一言でも（私を）かわいそうにとでも思って声に出してはなりません。」
（国立アイヌ民族博物館アイヌ語アーカイブ：C0179KM_34724AP）

ここで起きているのは、「*sine itak ka i-erampokiwen*」が従属節であり *e-yaynu* の目的語であり、主節の中に埋められているというようなことである。すなわち、禁止の副詞が *i-erampokiwen* をではなく、*e-yaynu* を対象にしている。興味深いことに、禁止の副詞の作用領域が *wa* を越えているように解釈されている。しかも、禁止の作用領域は *e-hawkor* まで続いているそうである。このような、禁止の作用領域が文を越えているのはあまり見られないが、発言された時点におけるコンテクストに基づく語用論的な理由という説明はできるかもしれない。例えば（19）の音声を聞けば、*e-itak na* と *e-hawkor na* が一つの文のようにポーズなく発音されているが、それ以上具体的に何が禁止の作用領域をこのように長くできているのかは問題である[34]。

例（19）を複雑にするのは、*e-itak* と *e-hawkor* の間に接続詞が付いていないことであろう。当然、接続詞が用いられないが、否定的な命令文のあとに肯定的な命令文が置かれる場合がある。例えば下記のような用例が挙げられる。

34 少し似たように、PROHの作用領域に2つの動詞句が入っている次のような例もある。
itekke *ipenmnara* *yan* *puriwen* *yan*
PROH hoard.food IMP.PL have.bad.habits IMP.POL
「食べ物のひとり占めや、悪い行いをせずにね。」
（国立アイヌ民族博物館アイヌ語アーカイブ：C0030OS_34139B/34140A）
このような使い方はそれほどみられないが、例えば音声上では動詞句の間はポーズがないというのは、禁止の作用領域の拡大に関係している可能性があるが、確認するために更なる調査が必要である。

20) *itekke*　*toranne*　*yuptek*
　PROH　be.lazy　be.diligent
「決して怠けるな。働きなさい。」
（国立アイヌ民族博物館アイヌ語アーカイブ：C0027OS_34135B/34136A/34136B/34186A）

この例は、音声的には *toranne* と *yuptek* の間に短いポーズがあり、*yuptek* がやや強調的に発せられるため、2 つの別の文として分析できる。このように、接続詞を用いなくても認知上では 2 つの動作が対比の対象となっていると分かり、まず発せられる否定のあとに好ましい行為を表す肯定が発せられる。上記から分かるように、禁止の文が他の文と接続される際に、主に *no* という接続詞がもちいられるが、*wa* も少しみられる[35]。また、接続詞が用いられない場合もある。

7. 考察

ここで、調査結果について考察を行う。先行研究では管見の限り総合的に考察されていないアイヌ語の否定的な命令文という現象について新しい観点から研究できたのではないかと考えているが、未解決のままの問題がまだ残っている。なお、本稿では 590 件の禁止の副詞が現れているコンテクストを分析し、いわゆる迂言的な命令文と典型的な否定的な命令文と比べ、それぞれの形の現れる頻度を明らかにできた。

まず、典型的な禁止文について述べる。本稿で扱った資料の分析結果によると、典型的な禁止文が頻繁に現れ、全体の約 6 割を占めている。典型的な禁止表現といえば、禁止の副詞が動詞句の前に置かれ、その動詞が表す動作を相手にさせないように求めるという役割を果たしている。こういった命令法は、言語によって語用上では丁寧性の差があり、例えば日本語では「～するな」という言い方が多くの場合に失礼とされる。一方、例えばフィンランド語の場合は命令法が日常的に用いられ、当然間接的な命令の表現も用いられるが、直接的な命令法は多くの場合にそれほど失礼とされていない。アイヌ語の場合はどうであろう。日常的な会話の資料においては、特に禁止文が少ないため調べるのが困難である。いずれにせよ、本稿で扱った資料の中では、典型的な禁止文が比較的

35　実は、禁止の文の後に来る文の頻度も確認した。TAにおいては*no*を通して繋げられる文が14件あり、その中の7件は禁止文の後は典型的な肯定の命令文が付いている。4件は、禁止文の後には迂言的な肯定の命令文（これは田村（1997）の「指図」を含めて）が付いている。最後の4件は、平叙文であった。KA沙流方言では、禁止文と同時に現れる*no*が70件あり、禁止文の後に来る文の12件は典型的な肯定の命令文、30件は肯定の迂言的な命令文、22件は肯定の平叙文、2件は典型的な禁止文、1件は続きがない文であり、最後に2件は否定の平叙文である。KA静内方言の資料の方は、禁止文を伴う*no*が96件あらわれ、その中の29件は典型的な肯定の命令文が禁止文を伴う。38件は、迂言的な肯定の命令文であり、18件は肯定の平叙文である。また、禁止文が他の禁止文で*no*繋げられるコンテクストが9件あり、8件は典型的な禁止文であり、1件は迂言的な禁止文であり、残りの1件は否定的な平叙文である。つまり「PROH + PROH」という2つの動作が禁止されるというコンテクストである。こういった場合は、*no*はあまり*corrective*のように解釈はできず、ただの「そして、*and*」などのような接続詞として機能していると考えてもよいのであろう。*wa*で繋げられるコンテクストがTAにおいてなく、KA沙流方言では1件のみ（迂言的な禁止文）であり、KA静内方言では8件現れ、全て肯定文である。3件は典型的な命令文、3件は迂言的な命令文、そして1件は平叙文である。

多く用いられることを確認できた。しかし、典型的な禁止文と迂言的な禁止文の選ばれるコンテクストについては、今後より細かい分析が必要である[36]。

また、*iteki*/*itekke* は「決して…～ない」のように訳される傾向があることに気づいた。確かに、肯否を問わず命令は絶対性を表すが典型的にそれ以外の否定的な要素は文に入れられず、日本語の「決して」のような否定的な環境にしか現れない否定極性項目ではないのであろう。*iteki*/*itekke* 自体が絶対的な禁止の意味を文に加える。しかし、田村（1977）で主張されるような「禁止の副詞のあとに否定的な平叙文」というコンテクストが、*somo* が付いた場合は TA では 3 件あり、KA では 23 件あった。他の否定的な意味を持つ動詞も多少あり、例えば *sak*「possess.NEG」が 4 件確認できた[37]。したがって、あわせて 30 件である。また、これら全てのコンテクストは二重否定ではなく、否定も意味が 1 つのみというように解釈できる用例である。さて、田村（1977）で主張されているように、「めずらしくない」とは言えるかは本研究結果によれば言いにくい。禁止の副詞と同時の否定的な平叙文が 28 件のみであるため、稀な現象であるといえる。また、接続詞 *no* が用いられる構造に関して禁止文の後に来る文の性質について最後に 6.4 節で述べたが、禁止の副詞と否定の副詞の 2 つを含んだ否定的な命令文の後に、つまり「*iteki*/*itekke… somo* V *no* / V *ka somo ki no*」という構造の後に来る文の種類として肯定の命令文が圧倒的に多かった。しかし、こういった用例が本研究で扱った資料で非常に少なく、*somo* が含んだ文が 7 件であり（迂言的なのは 6 件、典型的なのは 1 件）、非所持を表す *sak* が含んだ用例が 4 件あった。また、2 つのコンテクストにおいては禁止の文の後に来るのが平叙文であった。このような構造が非常に珍しいが、限られた用例の中で *no* の後に来る文として多いのは肯定の命令を表す迂言的な構造であるため、「PROH + NEG」も否定的な意味を成し、*no* が訂正として機能し、その後に発せられる肯定的な行為が求められるということになる。ただし、本稿では禁止文の性質（つまり典型的なのか）とその後の文の性質の関連性について考察はできず、迂言的な構造の使用はこの関連性で説明できるのかを今後の課題としたく、「PROH + NEG + *no*」ばかりなく、全ての「PROH + *no*」というコンテクストを検討対象とすべきである。

禁止の副詞と同じ文に他の否定要素が同時に現れる用例が少なかったため、どういった現象なのかを確認することが困難ではあるが、いくつかの仮説を立てることができる。例えば、強調するために否定的な要素が 2 つ用いられる可能性があるかもしれない。つまり、追加の否定要素によって禁止が強調されている可能性もある。ただし、本稿で扱った資料の中でもこのような用例がごく僅かであり、珍しい構造であるので、話者の言い間違いという可能性があるのかということも考慮す

36　査読者がこの選択が文脈によると思われると指摘くださったようにそれぞれの文の数量の比較のみで判断しにくい。

37　実は、1つの*somo*以外の否定要素の用例もあった。これは*eaykap*の用例であるが、命令よりも平叙文として解釈できそうなものであるため、表の中で「その他」として分類している。詳しくは（国立アイヌ民族博物館アイヌ語アーカイブ：C0180KM_34725ABP, 511行目）を参照。

る必要がある。他の仮説を立てると、この現象は単なる禁止の副詞のみが用いられる場合の禁止文と、意味が全く異ならないのであり、ただの任意的な迂言かもしれない。様々な言語には口語的な現象としていくつかの否定要素が同時に文中に現れるにかかわらず、文の極性が変わらない。例えばフィンランド語における方言では似たような現象がみられる（VISK § 1632）。アイヌ語の場合もこういう現象が可能かもしれない。しかし、本稿の研究資料は主に「口承文芸」と一般に定義されているジャンルであるため、逆に日常的な言葉遣いではないのでいくつかの否定的要素の連続が起こされている可能性もなくはないと考えるべきかもしれない[38]。

しかし、禁止＋否定のみならず、他の迂言的な禁止構造にも当てはまるのではないかと思うが、例えばBentein（2016: 16）によると、迂言の利用は語用論のレベルで非常に重要であるという。例えば *register*（使用域）、つまり社会的なコンテクストによって異なる言葉が用いられる場合がある。Bentein（2016: 19）では *register* に関する3つの主な *vectors of context*（文脈ベクトル）を挙げている[39]。

i. *field* – concerning the nature of the social activity, e.g. ‘science’
ii. *tenor* – concerning the interactants and their social relation, e.g. ‘close friends’
iii. *mode* – concerning the ways in which interactants come in contact, e.g. ‘written communication’
(Bentein 2016: 19)

つまり、（i.）は言語が用いられる社会的活動によって選べられる *register* を指し、例えば科学的論文を作成する際はそれのふさしい言語・言葉遣いを選ぶ。（ii.）は、対話者の関係を指し、例えば親友が会話する際にどの単語を使うべきなのかということを表す。最後の（iii.）は、対話者の対話方法を指し、つまり実際に発言する会話なのか、テキストを用いた「書かれたコミュニケーション」、例えば近年のSNSやメールのやり取りなど、それぞれの手段に相当する言葉遣いを指している。アイヌ語もこのように、例えば物語の中における世界では、対話者の関係や対話が行われる場所などが迂言的な命令表現が発せられることに関係あるかもしれない。このような現象に関しては、例えば田村（1997: 75–76）では、例えば *p(e) ne (na)* や *kuni p ne (na)* などは、「大人が子供に、神が人になど、指図する言い方」や「大人や老人が、子供や若者に世の中のしきたりを教え、指導する言い方」として用いられるとされている。要するに、Bentein（2016）で挙げられる（ii.）のように、対話者の関係や社会的位置は言葉遣いに反映していると田村（1997）は主張している。したがって、迂言的な構造の使用は、こういったより広い社会的な理由に基づいているが、禁止文の主動詞に対象者の人称に相当する人称接辞が付いている際の迂言はなぜ用いられるのか。今後の課題としてこ

38　田村すず子の『アイヌ語音声資料』の中では少し会話も入っている。
39　Bentein（2016）が紹介しているのはHalliday（1978）の有名なモデルである。

れをより深く考察したい。

なお、上述に関して、田村（1977）が呼ぶ「指図」、つまり命令法を取らない命令の意味を持つ構造は、純粋な命令法と完全に同じ意味を伝えているのかは、迂言として捉えられるかどうかととく関係がある。いわゆる指図は、意味が命令法の際と異なれば、Haspelmath（2000: 654）が定義している補充的迂言のではない。したがって、「迂言」として位置づけしようとすれば、Haspelmath（2000: 655）の範疇的、あるいは表現的迂言に相当するのであろう。つまり、「いくつかの語の合わせによって何かの追加の意味的な弁別を表す」（Haspelmath 2000: 655）のように捉えることができるかもしれない。例えば *yak pirka* の際は、「指導」という意味の方が強く、禁止の副詞が付いていてもいわゆる指図の付加によって命令が和らがれるというように解釈しても良い可能性がある。しかし、この件については更なる研究が必要だと考えられる。

2 人称の人称接辞が動詞に付き、動詞が明らかに命令法を取らないが、発話自体が指令的である場合は他の言語にもある。例えばフィンランド語では、事態をそのまま主張する直説法（*indicative*）を取った動詞、つまり平叙文における動詞は現在も将来の動作を指すとが考えられるので、指令的であり、命令として解釈できる（例えば VISK §1665）[40]。しかし、アイヌ語のように禁止の際の特別な副詞と動詞の直説法（対象人称接辞付き）はフィンランド語で現れない。アイヌ語の命令表現に関する先行研究では、対象の人称接辞が付く命令文は迂言的な命令であるとされているものもあるが、直接的な命令よりも「依頼、要望、訴願」などのような意味合いで用いれば、無理に「迂言的な命令」として位置付ける必要がないのであろう。この観点からいうと田村（1997）や Tamura（2000）の「暗示的な命令」のように考えれば良いのではないか。ただし、なぜ命令（法）に用いる禁止の副詞がこういうコンテクストである程度許されるのかは興味深い問題である。例えば「*somo* 2.SG-V *yak pirka*」と「*iteki* 2.SG-V *yak pirka*」は、意味が異なるのであろうか。*iteki* の使用によって「依頼」から「命令」に変化するのか。これらのような構造の語用論的な意味に関する対照研究も必要である。

本稿の資料は北海道沙流方言および静内方言のものであったが、用例の数をみると静内方言の方は用例が 7 割を超えて、沙流方言は約 3 割である。なお、今回の研究資料の静内方言の話者が 1 名のみで、沙流方言の話者が 3 名～ 4 名であったので、沙流方言の資料の方が表現の多様性も多いのではないかと考えられる。また、記録された時代にも注目すべきように考え、約 1950 年代から日常的に話されていないアイヌ語の話者はどの程度日本語の影響を受けているのかを考慮すれば、アイヌ語の表現の変化について明らかにできるかもしれない。本稿で用いた資料の中では TA の方

40 例えば教室で先生が生徒に対して「これからもうだれも会話をするな」と命令する際に次のような文が可能である。
Ja nyt ei kukaan enään keskustele toisten kanssa.
and now NEG.3.SG someone anymore discuss.3.SG others.GEN with
「(lit.) これからはもうだれも互いに話さないよ。」
（VISK § 1665）

は最も古い資料であり、1950 年代から 1960 年代の間に録音されており、KA の沙流方言も静内方言も 1980 年代から 1990 年代の間に記録されている。記録年代と日本語の影響に関係性があれば、TA の方が日本語の影響が最も少ないといえるのではないか。ただし、これを証明するのも簡単ではない。

最後に、禁止の作用領域についても少し述べておきたい。KA 沙流方言の資料では、3 つの用例は *iteki* の作用領域に 1 つの動詞ではなく 2 つも入っていると解釈されているものである[41]。ヌルミ（2023）では、否定の副詞 *somo* は作用領域が広い場合も多少あることが指摘されるが、禁止の副詞も似たような現象が若干見られる。例えば（19）では、禁止される動作は「*yaynu*（思う）」ばかりなく「*itak*（話す）」と「*hawkor*（声を立てる）」も禁止の作用領域に含まれているようである。どのような条件でこの解釈は可能なのかは、まだ未解決である。ただし、ほぼ確実にいえるのは、接続詞 *no* が禁止の作用領域を決定することである。また、迂言的な構造によく見られる形式名詞（例えば *pe* など）や助動詞（例えば *nankor* など）や接続助詞（*kunine* など）も禁止の作用領域を制限しているそうである。*kuni* という「～ように」と普段日本語に訳される要素は、思考動詞（「考える、思う」など）と同時に用いる際に、例えば田村（1986: 46）では「*iteki yap kuni ramu yan*」というのは、田村（1986: 47）では「来ようと思うな」と訳されているおり、動詞 *ramu* が禁止の対象となっている。しかし、「*iteki tewano korukansiwtek kuni a-ye kusu ne na*」（これから決して通わないようにと私が言うつもりだよ）のように、kuni が引用も同時に表し、動詞 *ye* まで禁止の作用領域が続かない[42]。したがって、*kuni* と同時に用いられる動詞によって禁止の作用領域が変わる可能性があるが、より詳しくすべての *kuni* のコンテクストを調べる必要がある[43]。

8. 最後に

本研究、アイヌ語沙流方言および静内方言の言語資料における合計 590 件の禁止の副詞が現れるコンテクストを研究対象とし、アイヌ語の禁止副詞の本質について少し論じることができた。3 節ではすでに定量的にそれぞれの数と割合を示した。具体的にいえば、約 60% が典型的な（主動詞が命令法を取る）否定的な命令文であり、先行研究において迂言的な構造と呼ばれる文は約 40%

---

41 例えば「*iteki soyne soyne*（PROH go.out go.out）」（国立アイヌ民族博物館アイヌ語アーカイブ：C0170KM_34710B_34711AP）が「外へ行くな行くな」のように訳され、禁止の副詞の作用領域に動詞が2つ入っている。

42 この用例はアイヌ民族博物館アイヌ語アーカイブ（C0152KM_34639AP）で観察できる。

43 ただし、*kuni*が用いられた否定文に否定の作用領域に思考動詞が入らない場合もある。

sonno	*iramkitta*	*po…*	*tutko*	*rerko*	*inkar-an*	*ka*	*somo*	*ki*	*kuni*	*a-ramu*	*awa*
really	be.surprised	-	two.days	three.days	look-4.S	even	NEG	do	QUOT	4.A-think	but

「本当に驚いた２日か３日見ることもしないでいたと思ったのに。」

（アイヌ民族博物館アイヌ語アーカイブ：C0004OS_30008AB）

要するに、思考動詞の際でも、その動詞は否定の作用領域に入っていると解釈されている場合も、入っていないと解釈されている場合がある。この場合の*kuni*は、引用（QUOT）の解釈が可能であろう。

を占めた。問題は、なぜ迂言的な構造が用いられるかということである。例えばBybee, Perkins & Pagliuca（1994: 133）によると、新しい迂言的な表現は、その言語における文法的に表現される意味をより細かく表現するために進化するという。つまり、例えば禁止の表現の場合は、何かの文法に定められた構造があり、それが「禁止」という意味を伝達する。しかし、時が経つと様々な理由によって、その構造に他の要素が加えられ、意味的により具体的な表現が生じることを指す。アイヌ語の場合でも、例えば話者が受けた日本語の影響などを原因に、迂言的な禁止の表現が少しずつ誕生し、流暢になったという可能性もあるかもしれない。本稿は主に、アイヌ語における禁止の副詞を含んだ否定的命令文の定量的研究であったため、それぞれの迂言的な構造の意味についての考察が多少しかできなかった。今後の課題としては、田村（1977）などで既に挙げられる迂言のような表現の語用論的意味に関する考察を行いたいと考えている。また、今回扱わなかった禁止の副詞が含まない運用上で禁止文として解釈可能な構造にも注目する必要がある。

また、例えばSorjonen et. al.（2017: 1）が指摘したように、命令形は言語における主要な文法化した相手を指令するためのものにもかかわらず、語用論的研究では文法化した命令形以外の指令方法（つまりいわゆる間接的な表現）が主に研究されてきている。したがって今後の課題としてアイヌ語のいわゆる純粋な命令形を用いた指令の用法、そしてどのような語用論的な意味を持っているのかということに注目したいと考えている。すなわち、肯否を問わず、アイヌ語における命令形自体はどのようなコンテクスト次第の意味、発語内行為（*illocutionary acts*）が見られるのかに関する考察する必要があるのではないか[44]。

さらなる課題として、可能な範囲に口語的なアイヌ語の資料を口承文芸の物語と比較し、典型的な命令文と迂言的な表現はどの程度用いられるのかというのが挙げられる。さらに、それぞれの表現はどのようなコンテクストで発せられるのかを調べれば、この2つのジャンルにおける表現の傾向を確認することができる。

謝辞

本研究は、JST次世代研究者挑戦的研究プログラム（JPMJSP2119）の支援を受けたものである。また、匿名の査読者の方々より貴重なご指摘をいただいた。本稿の原稿に関してコメントをいただいた佐藤知己教授にも深く感謝申し上げる。ただし、本稿における残りの誤りは全て筆者に帰するものである。

略号

1/2/3/4 = 1/2/3/4人称、A =他動詞主語、ABL =奪格、ADE =接格、ADV =副詞、ALL =向

44　話し手の意図、その発話によって行おうとしていることを指す。

格、CAUS ＝使役、CON ＝接続詞、COP ＝コピュラ、DES ＝願望、EVID ＝証拠性、GEN ＝属格、IMP ＝命令、INE ＝内格、INFR ＝推論（*inferential*）、INTRJ ＝間投詞、LOC ＝処格、NEG ＝否定、NOM ＝主格、NMLZ ＝名詞化辞、O ＝目的語、PAR ＝分格、PL ＝複数、POL ＝丁寧、PROG ＝持続、PROH ＝禁止、PPTC ＝過去分詞、QUOT ＝引用、S ＝自動詞主語、SFP ＝終助詞、SG ＝単数、SUBJ ＝接続法、TOP ＝主題、VIS ＝視覚、V ＝動詞、VP ＝動詞句

研究資料

「国立アイヌ民族博物館アイヌ語アーカイブ」https://ainugo.nam.go.jp/ [2023 年 4 月 1 日アクセス].

田村 すず子（1984）『アイヌ語音声資料』１. 東京：早稲田大学語学教育研究所.

田村 すず子（1985）『アイヌ語音声資料』２. 東京：早稲田大学語学教育研究所.

田村 すず子（1986）『アイヌ語音声資料』３. 東京：早稲田大学語学教育研究所.

田村 すず子（1987）『アイヌ語音声資料』４. 東京：早稲田大学語学教育研究所.

田村 すず子（1988）『アイヌ語音声資料』５. 東京：早稲田大学語学教育研究所.

田村 すず子（1989）『アイヌ語音声資料』６. 東京：早稲田大学語学教育研究所.

田村 すず子（1993）『アイヌ語音声資料』（1 ～ 6）語彙下巻 , O － Z. 東京：早稲田大学語学教育研究所.

参考文献

Aikhenvald, Alexandra Y.（2010）*Imperatives and* Commands. Oxford University Press, Oxford.

Aikhenvald, Alexandra Y.（2017）Imperatives and commands: a cross-linguistic view. In: Aikhenvald Alexandra Y & Dixon R. M. W. (Eds.) *Commands – A Cross-Linguistic Typology*, 1–45. Oxford: Oxford University Press.

Anderson, John（2013）What are ‘Grammatical Periphrases’?. In: Irén Hegedűs and Dóra Pődör (Eds.) *Periphrasis, Replacement and Renewal: Studies in English Historical Linguistics*, 14–33. Tyne: Cambridge Scholars Publishing.

Bentein, Klaas（2016）*Verbal Periphrasis in Ancient Greek: Have- and Be-Constructions*. Oxford: Oxford University Press.

Bugaeva, Anna（2004）Grammar and Folklore Texts of the Chitose Dialect of Ainu (Idiolect of Ito Oda). *Endangered Languages of The Pacific Rim*. Osaka: Osaka Gakuin University.

Bugaeva, Anna（2012）Southern Hokkaido Ainu. In: Nicolas Tranter (Ed.) *The languages of Japan and Korea*, 461–509. London and New York: Routledge.

Bugaeva, Anna（2022）Ainu: A head-marking language of the Pacific Rim. In: Anna Bugaeva (Ed.) *Handbook ofthe Ainu Language*, 23–55. Boston/Berlin: De Gruyter Mouton.

Bybee, Joan L. & Perkins, Revere D. & Pagliuca, William（1994）*The Evolution of Grammar: Tense, Aspect, and Modality in the Languages of the World*. Chicago: The University of Chicago Press.

Dal Corso, Elia（2022）*Materials and Methods of Analysis for the Study of the Ainu Language: Southern Hokkaidō and Sakhalin Varities*. Venezia: Edizioni Ca’ Foscari – Venice University Press.

Haspelmath, Martin（2000）Periphrasis. In: G. Booij, C. Lehmann & J. Mugdan (Eds.), *Morphology: An International Handbook on Inflection and Word Formation*, 654–664. Berlin: De Gruyter.

Halliday, M. A. K.（1978）*Language as social semiotic: The social interpretation of language and meaning*. London: Arnold.

Hegedűs, Irén and Pődör, Dóra（2013）*Periphrasis, Replacement and Renewal: Studies in English Historical Linguistics*. Newcastle upon Tyne: Cambridge Scholars Publishing.

Jary, M., & Kissine, M.（2014）*Imperatives*. Cambridge: Cambridge University Press.

Lyons, John（1977）*Semantics*. Cambridge: Cambridge University Press.

Nahajec, Lisa（2021）*Negation, Expectation and Ideology in Written Texts: A textual and communicative perspective*. Amsterdam/Philadelphia: John Benjamins Publishing Company.

Nakagawa, Hiroshi（2022）Verbal number. In: Anna Bugaeva (Ed.) *Handbook of the Ainu Language*, 573–612. Boston/Berlin: De Gruyter Mouton.

Pagano, Adriana（1994）Negatives in Written Text. In: M. Coulthard (Ed.), *Advances in Written Text Analysis*, 250–265. London: Routledge.

Sadock J. M., Zwicky A. M.（1985）Speech act distinctions in syntax. In: T. Shopen（Ed.）*Language Typology and Syntactic Description: Clause Structure*, 155–196. Cambridge: Cambridge University Press.

Searle, John（1969）*Speech Acts: an Essay in the Philosophy of Language*. Cambridge: Cambridge University Press.

Sorjonen Marja-Leena, Raevaara Liisa, Couper-Kuhlen Elizabeth（2017）Imperative turns at talk – An introduction. In: Marja-Leena Sorjonen, Liisa Raevaara and Elizabeth Couper-Kuhlen (Eds), *Imperative Turns at Talk – The design of directives in action*, 1–24. Amsterdam/Philadelphia: John Benjamins Publishing Company.

Takahashi, Yasushige（2022）Aspect and evidentiality. In: Anna Bugaeva (Ed.) *Handbook of the Ainu Language*, 613–627. Boston/Berlin: De Gruyter Mouton.

Tamura Suzuko（2000）Ainu language. Tokyo: Sanseido.

VISK = Hakulinen Auli, Vilkuna Maria, Korhonen Riitta, Koivisto Vesa, Heinonen Tarja Riitta & Alho Irja（2004）*Iso suomen kielioppi*『フィンランド語大文法書』 Suomalaisen Kirjallisuuden Seura, Helsinki. http://scripta.kotus.fi/visk でアクセスできる.（2023年5月27日アクセス）

Yoshikawa, Yoshimi（2022）Existential aspectual forms in the Saru and Chitose Dialects of Ainu. In: Anna Bugaeva (Ed.) *Handbook of the Ainu Language*, 629–656. Boston/Berlin: De Gruyter Mouton.

Zanuttini, R.（1994）Speculations on Negative Imperatives. *Rivista di linguistica* 6: 119–142.

Zeijlstra, Hedde（2022）*Negation and Negative Dependencies*. Oxford: Oxford University Press.

中川裕（1995）『アイヌ語千歳方言辞典』東京：草風館.

ヌルミ ユッシ（2023）「アイヌ語の否定表現―類型論的観点から―」『アイヌ先住民研究』3：83–115.

佐藤知己（2008）『アイヌ語文法の基礎』東京：大学書林.

高橋靖以（2016）「アイヌ語十勝方言の否定構造について」『北方言語研究』6：73–79.

田村すゞ子（1977）『アイヌ語沙流方言の命令表現』「アジア・アフリカ文法研究」5: 82–201. 2001年複製.「アイヌ語考５―文法II」22–141. 東京：ゆまに書房.

田村すず子（1996）『アイヌ語沙流方言辞典』東京：草風館.

田村すず子（1997）「アイヌ語」亀井孝，河野六郎，千野栄一（編）『日本列島の言語』1–88. 東京：三省堂.

（2023年9月28日受付、2023年12月30日審査終了）

The use of the prohibitive adverb in Ainu

NURMI Jussi*

ABSTRACT

This paper examines negative imperative sentences containing the prohibitive adverb in Ainu. Canonical negative imperatives are formed by placing the prohibitive adverb before the verb phrase, but so-called periphrastic constructions are also present. In periphrastic constructions, the verb may contain subject personal markings, additional negative elements apart from the prohibitive adverb and so on. Previous research present various imperative constructions, but they have failed to provide data on the occurrence of canonical and periphrastic constructions. This study presents that around 60% of the negative imperatives used in this Ainu material are canonical and less than 40% are periphrastic constructions. Furthermore, the analysis of the research material used in this study finds prohibitive constructions accompanied with other negations a rather rare, but possible, phenomenon. Additionally, as affirmative imperatives tend to follow prohibitives, I suggest that the conjunction *no*, which is used with negatives, can also be considered a *corrective* (not A *but* B).

Keywords: Ainu language, imperatives, prohibition, negation, periphrasis

* Doctoral course, Graduate School of Humanities and Human Sciences, Hokkaido University